

「区長への手紙」内容一覧（令和8年6月分）

総務部

月	日	内容	対応・考え方
6	15	特別区民税の減免について相談しましたが、生活保護を受けていること、または災害に遭ったなどの理由でないと減免が受けられないと言われました。減免制度の適用となる条件を確認した上での相談だったのですが、全く話を聞いてもらえず残念でした。	税の減免制度は、「担税力が薄弱な方」に認められるような方につき、税負担の軽減免除の措置として設けられているものです。審査は厳格であり、生活保護受給以外の理由減免が認められることは限られていますが、職員の説明が適切でなかったことはおわびします。
6	16	情報開示請求に関わる通知書の教示文に記載があったため、審査請求や訴えの提起などの手続きについて職員に説明を求めましたが、対応してもらえませんでした。しっかりとした説明をするよう指導してください。	審査請求前における訴えの提起の可否については、当該決定通知書の教示文のとおり、法定の期限内であれば、訴えを提起することができます。審査請求の方法は、区ホームページに掲載していますのでご確認ください。訴えの提起の方法については裁判所に直接お問い合わせください。
6	17	区民の生活応援買物券を配布してもらったことで、家族と食事に行き、いつもより少し贅沢（ぜいたく）でとても楽しい時間を過ごすことができました。ありがとうございました。	いただいたご意見を課内で供覧しました。
6	18	ふるさと納税の控除額について問い合わせたところ、何度か内容を確認しているうちに職員から「税理士に聞け」、「これ以上対応できない」といったことを言われ電話を切られました。職員にあるまじき対応だと思えます。謝罪してください。	問い合わせの内容は区では回答できず、また、税務相談などの税理士業務の内容であったことから、税理士への相談をお勧めする意図としての対応でした。ご不快な思いをおかけしてしまったこととおわびします。
6	21	区役所や特別出張所に設置されている掲示板には、条例や規則の公示の際に公示文が掲示されていますが、ホームページなどの周知で代替できると思います。また、公示送達の関係書類も掲示されていますが、個人情報保護と行政手続の適正な実施との均衡について検討してください。	区では、条例に基づき、掲示場への掲示により公布を行っています。他の方法での代替はできませんが、区ホームページへの掲載も併せて行っています。また、公示送達の告示は、プライバシーへの配慮の観点から、送達する書類の根拠条文のみを記載しています。
6	24	特別区民税の徴収額について税務課に問い合わせたところ、職員の対応や事務手続きに問題があると思いました。職員の処分をお願いします。	新システムへの移行に伴う事務処理の遅延により、当初発送分のデータ作成期限までに申告内容の一部が反映されず、混乱を招く結果となりました。システム運用の安定化を図るとともに、窓口や電話における丁寧な対応と迅速な情報提供を徹底し、区政への信頼回復に努めていきます。
6	26	区民にハッピー買物券を配布していただきありがとうございます。使いやすく重宝しています。	いただいたご意見を課内で回覧しました。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
6	5	ハッピー買物券について、区民の落選が生じており、区民への公平性が保たれていないと思います。次年度以降は、当選者数を増やすなどの検討をお願いします。	ハッピー買物券は、区内中小小売店などの振興を図ることを目的に発行しており、予定した額の買物券が使用されることで目的が達成できるものと考えています。来年度の実施に向けては、多くの区民の方が落選している状況やさまざまなご意見を踏まえ、改善を図っていきます。
6	5	ハッピー買物券の抽選に落選しました。昨年度は当選しましたが、一昨年も落選しています。在住期間や応募履歴を加味するなど申込者全員が納得できる方法で販売してください。	ハッピー買物券は区内中小小売店などの振興を図ることを目的に発行しています。本事業の趣旨や区民サービスの公平性の観点から、抽選に際し、在住期間や応募履歴は考慮していませんが、区民の方の落選が続いている状況やさまざまなご意見を踏まえ、改善を図っていきます。
6	8	ハッピー買物券の抽選に落選しました。ふるさと納税をしている人は申し込み資格をなくしてください。	ハッピー買物券は、区内中小小売店などの振興を図ることを目的に発行しています。ふるさと納税には、法律で定められた制度であり、ふるさと納税の有無をもって行政サービスの差異をつけることは適切でないと考えているため、申し込み資格や抽選時に考慮することは考えていません。
6	11	築地エリアにはスポーツセンターがありません。区のスポーツセンターは、築地からは距離が遠く、気軽に利用することができないため、築地周辺にスポーツセンターを造ってください。	区では、限られたスペースと施設の有効活用を図りながら、区民の方が身近な場所でスポーツができる場の確保・整備に取り組んでいるところです。限られた敷地面積の中でスポーツセンターのような一定規模の用地が必要な施設の整備は築地エリアを含め区内全域において困難な状況です。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年6月分）

6	11	ハッピー買物券は抽選ではなく、応募した区民が平等に購入できるようにするべきだと思います。また、在勤者は対象者に含める必要はないと思います。	ハッピー買物券は、区内中小小売店などの振興を図ることを目的に発行しており、区が直接区民の皆さんに還元するという趣旨ではありません。その上で、買物券の発行予定数を上回る申込みがあった場合は、区民のみを抽選の対象とし、在勤の方は対象外としています。
6	13	ハッピー買物券について、①抽選結果通知に応募時に選択した支払い方法を記載してください。②通知が迷惑メールに振り分けられるため対応方法を周知してください。③メールの誤送信があったため、きちんと対応してください。④専用はがきにも代引きについて記載してください。	①買物券申込ホームページの「個人情報編集」から確認できます。確認方法をトップページなどに追記しました。②迷惑メールに分類された場合の手順を申込ホームページに掲載します。③委託事業者の確認体制の見直しなどを指導しました。④既に記載していますが、わかりやすくなるよう検討します。
6	16	月島第三小学校のプールを一般開放の際に利用しましたが、ロッカーを使用する時に現金が必要なのが不便です。利用料金と同様にキャッシュレス対応を検討してください。また、対応が難しいのであれば、ロッカーを使用するには現金が必要なることをわかりやすく周知してください。	更衣室のロッカー利用には硬貨が必要である旨の注意書きを券売機に掲示するとともに、区ホームページにも同様の案内を掲載しました。また、現金を必要としないロッカーへの移行は、老朽化によるロッカー交換などの機会を捉え、検討していきたいと考えています。
6	16	ハッピー買物券について、アプリと連携するなどしてキャッシュレス決済に対応してください。電子化すれば、利用者の利便性向上や区の経費の削減にもなると思います。	ハッピー買物券の電子化については、さまざまな課題があり、導入を見送っていましたが、令和8年度に導入を予定している中央区公式アプリを活用し、令和9年度以降の電子券導入に向けて、現在検討を行っているところです。
6	17	ハッピー買物券について、他自治体の類似の事業では、アプリなどと連携した電子化が進んでいます。電子化に不慣れな方や対応が難しい店舗のために紙媒体を残す配慮は素晴らしいと思いますが、希望者は電子版の買物券を利用できるような選択制の導入を検討してもらえませんか。	ハッピー買物券の電子化については、さまざまな課題があり、導入を見送っていましたが、令和8年度に導入を予定している中央区公式アプリを活用し、令和9年度以降の電子券導入に向けて、現在検討を行っているところです。
6	22	区に対し、離婚届が提出された際の親権者の内訳について情報開示請求したところ、開示がありませんでした。民法改正による共同親権制度の施行以降、離婚時の親権者指定がどのように推移しているかは社会的に関心が高い内容だと思うため、開示できるようにしてください。	離婚届における親権者指定の内訳の開示について、区ではデータを集計していないことから文書不存在で回答しています。また、共同親権に関する民法改正の付帯決議には、施行後の運用状況の公表なども格段の配慮をすべきとされているため、全国一律の調査が必要であると考えています。
6	23	区の温水プールを利用していますが、更衣室内で長い時間全裸で滞留している人がいます。安心して利用できないため、職員の声掛けや多言語表記の掲示物などで注意するようにしてください。	更衣室内でバスタオルなどの着用を義務付けることはできませんが、全ての方が安心して利用できるよう、配慮を促す掲示を多言語で行い、滞留せず、速やかに移動することやドライヤースペースの短時間利用と譲り合いを周知し、過ごしやすい環境づくりに努めていきます。
6	26	ハッピー買物券を販売していただきありがとうございます。使いやすく重宝しています。制度の仕組みはよく分かっていませんが、区内の景気を良くするのに一役買っているのかなと思います。中央区に住んでいて幸せです。	ハッピー買物券は、区内の消費を刺激することで景気回復や顧客拡大の契機を作り、区内中小小売店などの振興を図ることを目的としています。多くの店舗などに取扱店としてご登録いただいております。買物券が使用されることで中小小売店などの振興に寄与しています。

子ども施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
6	15	区では保育時間が午後4時までの保育園が多く、ベビーシッター事業者が少ないため予約が困難です。他区では保育時間が午後5時まで許容されていてベビーシッター事業者の種類も多いです。子どもの受け入れのため保育園への助成を充実してもらえませんか。また、個別の事情を考慮してください。	育休中の預かり時間については、「原則早番・遅番にかからない時間」となることとしています。が、各家庭の状況はそれぞれ異なるため、必要に応じて柔軟に対応するよう園にお願いしています。ご相談内容は、了承があれば区からも園に伝えるため、直接園にご相談願います。
6	30	認可外保育施設の利用を検討していますが、中央区は近隣の区に比べて補助額が少ないと知り、残念に感じています。また、区民に対して都の補助額を減額していると聞いたのですが、区民以外が優遇されていることに違和感を感じるため、区民も満額受けられるように検討してください。	認可外保育施設の保育料に対する補助については、国の無償化制度における基準額の上限にとどめていますが、やむを得ず認可外保育施設を利用されているご家庭が一定数いる状況を踏まえ、認可外保育施設の利用者への効果的な施策を検討していきます。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年6月分）

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
6	19	区から介護保険料の徴収方法を説明されましたが納得できません。仮徴収をしているのは区の事務が遅れたことが原因であるため、仮徴収をやめ保険料決定後に徴収してください。また、介護保険料のおしらせに記載のある保険料の計算が分かりにくいので、記載方法を見直してください。	介護保険料の特別徴収は、介護保険法の規定により、仮徴収の方法によって徴収するものとされていることから、徴収方法の変更はできません。介護保険料のお知らせの年間保険料額の記載については、より分かりやすい内容とするよう、記載方法の改善を検討します。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
6	2	1か月児健康診査の助成の案内が届きましたが、受診期間が生後41日までとなっており、受診票の交付対象者には該当するものの9月中の受診となるため助成を受けられません。他区では10月より前に受診する場合は、個別に助成対象としているようです。中央区でも検討をお願いします。	1か月児健康診査については、都内共通受診票方式により、都内全域で開始する事業であることから、都の定めにより、令和8年10月1日からの開始としているため、助成期間の拡大は現在予定していません。
6	5	バースデーサポート事業のカタログギフトを確認しましたが、交換できる商品が2歳の子ども向けとは思えませんでした。現金を支給してほしいです。	商品カタログには、子育て家庭全体の負担軽減につながる商品やサービスを幅広く掲載していますが、今後、ご意見などを踏まえながら、商品を検討します。なお、本事業は都の補助制度を活用し子育て支援に資する商品などを提供する仕組みのため、現時点で現金給付の予定はありません。
6	8	事業者が設置している喫煙所から付近の道路に煙が漏れてきて迷惑しています。区から注意してください。	ご指摘の事業所を確認したところ、周辺に受動喫煙が生じるおそれがあることが確認されたため、事業者に対し、当該敷地内喫煙場所の使用中止と近隣の指定喫煙場所の案内を行うよう指導しました。
6	8	築地にある飲食店の従業員が路上喫煙しており、受動喫煙の被害に遭っています。区で対応してもらえませんか。	ご指摘の店舗に対し、従業員の喫煙により受動喫煙が生じているとの申し立てがあったことを伝え、喫煙およびポイ捨ての禁止を徹底するとともに、指定喫煙場所の案内を行うよう指導しました。
6	10	1歳6か月児健康診査を受ける際に、子どもの予防接種受診歴を保護者が直接記入する必要がありますが、負担が大きいです。区が把握している予防接種歴については、印字した状態で交付したり、マイナンバーで連携したりするなど、保護者の負担軽減につながる対応を検討してください。	母子保健事業のDX化については、ご意見のとおり、重要な課題と認識しており、区でも実現に向けて、現在国が整備している情報連携基盤へのシステムなどの接続にかかる改修など、さまざまな課題に対応するため、関係事業者と協議を重ねています。
6	13	毎年区内で行われている祭りを見ているのですが、参加者などが路上で喫煙している姿をよく見かけます。路上喫煙は条例で禁止されていることでもあるため、区で対応してください。	ご指摘の祭り関係者に対し、「中央区たばこルール」について関係者に事前周知するよう指導し、対応すると回答がありました。また、祭り当日は巡回パトロールを重点的に実施し、受動喫煙対策の徹底を図っていきます。
6	21	勝どき五丁目に設置されている路上喫煙禁止の旨が記載された立て看板が破損しています。交換などの対応をお願いします。	ご指摘の立て看板については、現地を確認し新しいものと交換しました。情報提供ありがとうございました。
6	24	東日本橋にある店舗周辺で路上喫煙している人が多くいる場所があり、受動喫煙が生じています。また、たばこのポイ捨ても多く、吸い殻が散乱していて不衛生な状態です。区で対応をお願いします。	ご指摘の店舗に対し、店舗前での喫煙禁止の徹底と禁煙表示の強化を指導しました。区としては今後も当該店舗の対応を注視し、周辺の巡回パトロールを重点的に実施していきます。
6	26	東日本橋にある飲食店で客および従業員が路上喫煙しており、受動喫煙が生じています。飲食店に対して、客および従業員の路上喫煙を禁止させること、また、飲食店付近での喫煙禁止の掲示を行うよう指導をお願いします。	ご指摘の店舗に対し、店舗前での喫煙禁止の徹底を指導したところ、対応するとの回答を得ました。区としては周辺の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙ルールを守るよう周知していきます。
6	29	犬の散歩の際に、他人の家の前や公園でふん尿をさせる飼い主には、罰則を科す必要があると思います。取り締まりをお願いします。	動物のふん尿の放置は、法律や都条例に違反し、法律においては罰則が規定されています。区としても飼い主はペットのふん尿を適正に処理する義務を順守すべきものと認識しており、飼い主へのマナー啓発を目的としたパトロールの実施や、マナープレートの配布などを行っています。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年6月分）

都市整備

月	日	内容	対応・考え方
6	21	区役所や特別出張所に設置されている掲示板には、道路位置指定図面が掲示されていますが、担当部署で閲覧できることを周知するだけでいいと思います。	私道などを道路として指定した際に位置や幅員などを公告することが法的に義務付けられているため、道路位置指定図面を掲示しています。図面を広く周知することは、適正な建築活動や不動産取引におけるトラブル防止の観点から極めて重要です。
6	30	勝どき周辺で行われる開発計画の住民説明会に参加しましたが、事業者の説明した内容が実態と異なり、まちづくり基本条例に反していると思います。区で指導し、対応内容を事業者から報告させるようにしてください。	ご指摘の内容はまちづくり基本条例に反しているものではなく、区としても問題ないものと認識しています。
6	30	区立住宅に住んでいますが、住宅の駐輪場にはスタンドの付いていない自転車が他の居住者の自転車にもたれかかるように止められており、自転車の出し入れが不便です。また、自転車の破損や事故などの可能性もあるため、禁止するなどのルールを定めてください。	駐輪場については、区立住宅内の自治会で管理していますが、自立しない自転車がほかの車両にもたれかかるように駐輪していることは、ご指摘のような懸念があるため、自治会に対し、ルール作りや当該車両所有者への指導を申し入れました。
6	30	区立住宅に住んでいますが、住宅の二輪車置き場にはナンバープレートが外された状態のバイクが長期間放置されています。景観や防犯上の観点から好ましくないと感じるため、所有者の確認や放置車両の撤去など、対応をお願いします。	ご指摘を受け、状況を確認したところ、ナンバープレートのない車両を複数台確認しました。バイク置き場については区立住宅内の自治会で管理しているため、当該車両の所有者の有無や撤去の可否の確認について、自治会へ対応を依頼しました。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
6	8	江戸バスの停留所にある運行状況の二次元コードを読み取ると「このサイトは安全ではありません」と表示されます。外部の検索サイトから調べて運行地図や時刻表、運行状況が確認できると嬉しいです。	ご指摘の内容が表示される原因としては、お使いの端末のセキュリティ設定が非常に高く設定されているなどの可能性が考えられます。二次元コードの読み取りがうまくいかない際は、検索サイトからのご確認も併せてご活用ください。
6	8	築地にある飲食店からの深夜に響く声が目どく、日常生活に支障が出ています。区で対応してもらえませんか。	ご指摘の店舗に対し、夜間営業時の騒音について申し立てがある旨を伝え、店舗の扉を閉めて営業するように依頼しました。
6	9	銀座七丁目周辺で、毎日のように路上に自転車を放置している人がいます。区で対応をお願いします。	ご指摘の場所にある放置自転車へ注意札を貼りつけ、車両の所有者が訪れたと思われる建物の施設管理者に対して、放置自転車の状況を説明し区道に放置しないように依頼しました。引き続き粘り強く巡回を行い区内の放置自転車対策に努めます。
6	14	浜町公園は自転車の乗り入れが禁止されており、注意する看板も設置されていますが全く効果はありません。けが人が出る前に駐輪場を公園の外に移設するなどの対策をお願いします。	ご指摘の状況は区でも解決すべき課題と認識していますが、駐輪場の移設や出入口へのゲート設置は、用地の確保や費用を要するため早期の実現は困難です。ご提案の内容は今後の公園再整備や管理計画の見直しの際の重要な検討課題とします。
6	14	浜町公園でのボール遊びについて、公園内で野球やサッカーをする子どもなどがいるため、散歩の途中でボールがぶつかりそうになり怖い思いをすることがあります。禁止する看板が置いてありますが効果はないため、常時注意する人を置くなどの対策をお願いします。	ボール遊びの対策については、警備員による巡回を行っています。一部でマナーが順守されていない状況が見受けられることから、特に人通りの多い時間帯や危険な場所での積極的な声掛けの強化を指示しました。今後は、路面への注意喚起表示の新設などの対策を実施していきます。
6	14	金座通りにある植栽が生い茂っているため、横断歩道を渡る際に車やバイクなどが見えづ危ないです。対応をお願いします。	ご指摘の場所を確認したところ、植栽の伸びを確認しました。区管理外の植栽でしたが、通行上危険であるため、撤去を実施しました。
6	14	区が設置しているごみ集積所でごみが荒らされる被害に遭いました。パトロールを行ったり、収集の時間を早めたりするなど、対応を検討してもらえませんか。	ご指摘の地域については、パトロールを行っていますが、持ち去りなどは確認できていないため、当該集積所にごみの持ち去り禁止などを促す看板を設置しました。また、収集時間の変更は、それぞれの地域でごみ出し時間が定着している状況にあり、すぐに変更することは難しい状況です。

「区長への手紙」内容一覧（令和8年6月分）

6	17	堀留町公園にあるビオトープは、少し前まで水が枯れていて寂しく感じていましたが、最近水を張ってもらえるようになり、子どもと一緒に生物観察などを楽しむことができるようになりました。これからも水がある状態が続くとありがたいです。	いただいたご意見を課内で共有するとともに、今後も適切な維持管理を行うよう管理業務の受託事業者に指示しました。今後も皆さんに親しまれる公園づくりに努めていきます。
6	17	佃周辺で不定期ですが、夕方の時間になると下水のような悪臭がしている場所があります。衛生面でも不安なため、区で調査してもらえませんか。	現地確認の際には、臭気を感じることはありませんでしたが、周辺の事業者などに話を聞き、可能性が疑われる建物の管理者などに状況を伝えました。
6	17	人形町通りの植栽にいろいろな種類の花を植えていただきありがとうございます。	区では、街路樹や緑地帯に特色ある樹木を取り入れた整備を行っており、四季を感じる花や、実の美しい植物を植栽しています。今後も適切な維持管理を行い、安全で快適な街路環境の維持に努めていきます。
6	20	区道脇に植えられていたアジサイが切り取られてなくなっていました。突然なくなってしまったことを残念に思います。経緯や状況を教えてください。	ご指摘のアジサイについては、通行の支障箇所のみ剪定（せんてい）する予定でしたが、委託業者との確認不足により、このような剪定作業となっていました。今後は、同様のことがないように業務改善を図り、適切な維持管理に努めます。
6	20	子どもがじゃぶじゃぶ池を利用していた際に段差で滑って転倒し、けがをしました。階段をなくし、滑りにくいスロープに変更するなど、事故を未然に防げるような対応を希望します。	おけがをされたとのこと、お見舞い申し上げます。階段を撤去するなどの大規模改修は、現時点では困難ですが、安全対策として注意喚起用看板を増設し、利用者に周知します。今後、改修をする際に階段などの突起がない構造について、検討します。
6	21	亀島橋際公衆便所の入口を特定の人が長時間占有しているため、他の人が利用できない状況になっています。対応をお願いします。	ご指摘の状況は区でも把握しており、関係部署と連携しながら、複数回にわたり指導を行うなど、状況の改善に努めています。なお、不法占有物については、事前告知を行った上で撤去しました。
6	21	区内の街路灯は適切に設置されているため、夜間でも安心して通行することができます。今後も区民などが安心して生活し、通行できるように、良好な環境を維持してってください。	区では夜間における交通の安全確保や防犯を目的に周辺環境と調和した街路照明の整備を行うとともに、犯罪の防止と区民の通行の安全を確保するため、私道の防犯灯整備助成も行っています。今後も安全で快適な街路灯の整備および維持管理に努めていきます。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
6	13	月島図書館を利用していますが、同一のフロアに図書や学習、児童図書のスペースがあり、児童の話し声などで勉強に集中できません。用途ごとにフロアを分けた図書館を作ることはできませんか。また、月島図書館のトイレなどが老朽化しているため、今後リニューアルする場合は考慮してもらいたいです。	月島図書館は、複合施設内のワンフロアで構成されており、物理的にフロアを分けるなどの大規模な構造変更は困難な状況ですが、職員による巡回やマナー啓発に努めていきます。利用中にお困りのことがあった際は職員までお申し出ください。また、トイレについては、大規模改修の際に検討します。
6	17	特認校に指定されている小学校での子ども同士のトラブルについて、通学区域外から選択して特認校に通っている児童の素行が悪い場合には通常の通学区域の学校に転校させるなどの対応をとるべきだと思います。	学校での子ども同士のトラブルは、通学区域の内外に関わらず、担任が中心となって児童一人ひとりの状況にあわせて丁寧、かつ粘り強く向き合っていくことが、問題解決や子どもの成長には欠かせない対応と考えているため、特認校制度にペナルティを導入する予定はありません。
6	27	京橋図書館を利用していますが、近年は利用者が増え、区民であるにもかかわらず座席を利用できない時があり困っています。他区の図書館のように区民だけが一定数利用できるような仕組みを導入するなどの検討をしてもらえないですか。	座席については、図書館利用登録者が利用できることとしており、現在、区民優先席などは設けていません。本来、図書館は誰でも利用できる施設ですが、定住人口の増加や区立施設であることなどを鑑み、区民優先席の配置について、今後検討していきます。
6	27	区立小学校で裁縫セットなどの購入を勧められますが、経済的負担があることや使用頻度が少ないなどの理由から、学校の備品で用意してもらえないですか。区で検討をお願いします。	学用品の備品化に当たっては、授業での使用方法や日常的な衛生管理、消耗品の補充方法など、各学校が状況に応じて具体的な運用方法を総合的に勘案し判断しています。ご意見を踏まえ、改めて各学校に対し、学用品の備品化に向けた周知を行いました。

「区長への手紙」内容一覧（令和８年６月分）

6	28	小学校から貸与されたタブレットを家庭で使用していたところ、充電の際に焦げ臭い匂いがしたため、慌てて充電を中止する事態となりました。タブレットは使い回していると聞いており、使用期間に問題があると思います。区で対策を検討してください。	学習用タブレットの再利用に当たっては、端末の外観確認、動作確認などを実施した上で貸与しており、また、利用期間は通算４年とし、国が想定する利用期間である５年を下回る設定としています。ご指摘を受け、点検手順を改めて確認し、再発防止に努めていきます。
---	----	---	--